

福祉避難所運営マニュアルの改正について

1 概要

平成22年12月に策定した浜松市の「福祉避難所の指定及び開設・運営マニュアル」(以下「運営マニュアル」という。)について、平成28年4月に内閣府(防災担当)が示した「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」や、平成30年5月に県が示した「市町福祉避難所設置・運営マニュアル(県モデル)」を参考に、見直しを行った。

2 福祉避難所とは

- ・ 災害が発生した場合、小・中学校等の指定避難所で特別な配慮を必要とする人のために開設する24時間体制の二次的な避難所。
- ・ 受け入れ対象者は、指定避難所での生活が困難であり、常時介護を要しない在宅の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、難病患者等の要配慮者。

3 マニュアルの主な見直し箇所

No.	項目	現行の市マニュアル内容	明確化・改正の内容
1	要配慮者の受入	指定避難所における対応について記載なし。	指定避難所における対応 指定避難所における要配慮者スペース、福祉避難室の設置や、福祉避難所等へ移送する対象者のトリアージ(保健師等の専門職による優先順位付け)、指定避難所従事者による振り分け方法を明確化。
2	人材配備体制	静岡DCAT等の派遣要請と要請先及びボランティアセンターの設置予定場所等については記載なし。	福祉避難所には、市から極力市職員を派遣するが、市の職員が配備できない場合の、他都市からの応援職員等による受援体制を記載。 ・静岡DCATや災害支援ナース等の派遣要請と要請先 ・ボランティアセンターの設置予定場所等

No.	項目	現行の市マニュアル内容	明確化・改正の内容
3	備蓄	備蓄について記載なし。	<ul style="list-style-type: none"> ・市の施設について、施設管理者と連携し、食料や飲料水の備蓄を図る。 ・民間施設について、避難者分も想定した備蓄を可能な範囲で協力を依頼する。
4	公表	福祉避難所となる施設の事前公表に関しては記載なし。	福祉避難所に関する情報（設置目的、設置場所、ルール等）を広く住民に周知する。

4 今後の対応

(1) 広報はままつ6月号における市民への制度周知

- ・ 福祉避難所の対象者や利用方法
- ・ 学校等の指定避難所における福祉的トリアージ（福祉避難所の対象となる者の選定）

(2) 福祉避難所開設予定施設の公表

- ・ 市施設については、先行して市ホームページにおいて公表する。
- ・ 民間施設については、連携協定に基づく設置計画書の提出を事業者に依頼する際に公表への理解を求め、整理ができた段階で市ホームページにおいて公表する。

(3) 開設訓練、研修会等の実施

- ・ 福祉避難所に関する研修会、制度説明会を、施設職員及び市職員を対象に開催する（10月頃）。
- ・ 福祉避難所の開設訓練を実施する（10月の医療救護訓練と合同開催を予定）。